

令和5年度北信越高等学校体育大会バスケットボール競技会 兼 第62回北信越高等学校バスケットボール選手権大会

宿泊・昼食弁当 申込要項

1. 基本方針

「令和5年度北信越高等学校体育大会バスケットボール競技会 兼 第62回北信越高等学校バスケットボール選手権大会」の宿泊・昼食弁当の確保を万全に期することを目的とし、次のように定めさせていただきます。

- (1) 宿泊・昼食弁当の取扱いは北信越高等学校体育連盟・福井県高等学校体育連盟（以下、「実行委員会」）の基本方針に従い実施いたします。
- (2) この要項の適用対象者（以下「大会参加者」）は、「選手・監督・コーチ・アドバイザー・引率責任者・マネージャー・役員」といたします。
- (3) 本大会参加者の宿泊場所は指定宿舎といたします。指定された宿舎を任意に変更したことによって生じる一切の責務は、宿舎を変更した者が全て負うものとなります。
- (4) 宿泊・弁当に関しては、実行委員会指定業者「東武トップツアーズ株式会社 福井支店」（以下、「配宿センター」）が担当いたします。配宿センターへのお申込みとなります。

2. 宿泊について（募集型企画旅行契約）

別紙の旅行条件書を事前に確認の上、お申込みください。

(1) 宿泊設定日

2023年 6月16日（金）・17日（土）2泊 ※大会日程は、6月16日（金）～18日（日）3日間

(2) 旅行(宿泊)代金

1泊2食付 11,000円 / 1泊朝食付 9,460円 / 素泊り 8,800円

※旅行(宿泊)代金は、上記食事を含むお1人様1泊あたり（税金・サービス料込）の金額です。

※1泊2食付で申込みをされ、夕食・朝食を欠食された場合、返金はございません。

※宿泊当日に夕食を追加希望された際、施設の都合上、対応ができない場合があります。その際には、ご自身で施設周辺レストラン等をご利用いただきますようお願いいたします。

※「ホテルルートイン福井駅前、東横イン福井駅前、ホテルエコノ福井駅前」の朝食は、ホテルによる無料サービスですので、朝食を欠食されても返金はございません。

(3) 宿泊条件について

① お部屋タイプ

ホテル（洋室/シングル・ツイン・トリプル・フォース） 旅館（和室/部屋定員利用）

※各部屋数には限りがございますので、ご要望に添えない場合がございます。

② 最少催行人員：1名 / 添乗員：同行いたしません / 移動：各自にて

③ チェックインは15:00以降、チェックアウトは10:00までといたします。

それ以前・以降のご利用は追加料金が発生する場合がございますのでホテルへ直接お問い合わせください。

④ 駐車場は宿泊施設決定後にホテルへ直接お問い合わせください。（有料の場合がございます）

⑤ 今大会の宿泊は、全国旅行支援の対象外となっております。予めご了承ください。

⑥ 宿泊施設の希望は承っておりません。予めご了承ください。

宿泊施設一覧

エリア	施設名	部屋タイプ	食事条件
福井市	ホテルフジタ福井	洋室	1泊朝食付 素泊り
福井市	福井マンテンホテル	洋室	1泊朝食付 素泊り
福井市	ホテルルートイン福井駅前	洋室	1泊朝食付
福井市	東横イン福井駅前	洋室	1泊朝食付
福井市	ホテルエコノ福井駅前	洋室	1泊朝食付
福井市	アカデミアホテル	洋室	1泊2食付 1泊朝食付 素泊り
福井市	宝永旅館	洋室・和室	1泊2食付 1泊朝食付 素泊り
福井市	日之出旅館	和室	1泊2食付 1泊朝食付 素泊り
福井市	河碁旅館	和室	1泊2食付 1泊朝食付 素泊り
福井市	かねこ旅館	和室	1泊2食付 1泊朝食付 素泊り
福井市	萬松閣	和室	1泊2食付 1泊朝食付 素泊り
福井市	リライム	洋室・和室	1泊2食付 1泊朝食付 素泊り
丸岡町	ちくちくぼんぼん	洋室・和室	1泊2食付 1泊朝食付 素泊り
あわら市	みのや泰平閣	洋室・和室	1泊2食付 1泊朝食付 素泊り

3. 弁当について（旅行契約に該当しません）

(1) 昼食設定日

2023年 6月16日（金）・6月17日（土）・6月18日（日） 3日間

(2) 昼食（お弁当）代金について

1食 864円（お茶付・消費税込）

(3) 受渡時間

11:00 ～ 13:00

競技会場にて受け渡しいたします。ごみ回収時間は14:30までといたします。

(4) その他

- ① 宿泊申込時に、共通の申込用紙に必要事項をご記入ください。
- ② 昼食代金のお支払については、旅行(宿泊)代金と同様の取扱いとなります。
- ③ お受け取り後はなるべくお早めにお召し上がりください。
- ④ 弁当手配は旅行契約外となります。取消料規定が宿泊プランとは異なりますので、ご注意ください。

4. お申込み方法について

(1) お申込み方法

出場が決定次第、速やかに所定の申込書に必要事項をご記入の上、FAX又はメールでお申込みください。

(2) お申込み締切日

2023年 6月 6日（火） 17時30分まで

(3) 宿泊・昼食の確認書、及び請求書

2023年 6月 8日（木）18時までに申込責任者様へ、宿泊・昼食の確認書類・請求書をFAX又はメールにてお送りいたします。

(4) お支払方法

2023年 6月 12日（月）までに、下記弊社指定口座へお振込みください。

【振込先】

みずほ銀行 東武支店 当座 9166238 東武トップツアーズ株式会社福井支店

※大会開催期間中の会場や宿泊施設でのお支払は、金銭事故防止ため受け付けておりません。

※振込手数料はお客様負担となりますことをご了承くださいませ。

(5) 領収書

領収書はお振込み時の控えをもって領収書に代えさせていただきます。

別途、弊社領収書発行をご希望の場合は領収書発行依頼書をお送りいたしますので、必要事項をご記入いただき、FAXまたはメールにてご返信ください。

事前にご依頼いただいた場合は、大会開催期間中にお弁当配布デスクにてお渡しいたします。

5. 変更・取消について

申込後の変更・取消は、申込書に加筆訂正し、配宿センター宛にFAXまたはメールでお知らせください。

※間違い防止の為、電話による受付はご遠慮ください。

大会期間中の6月17日(土)・18日(日)は支店休業日です。宿泊の取消は、宿泊施設またはお弁当配布デスクに、お弁当の取消は、お弁当配布デスクにお申し出ください。

取消日はお客様が配宿センターの営業日・時間内にお申し出いただいた日とさせていただきます。

ご返金は取消料を差し引き、大会終了後にお客様のご指定金融機関口座へお振込みさせていただきます。

〔宿泊〕

旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日前から2日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
旅行開始後 又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

【注意事項】(必ずお読みください)

※旅行開始当日12時(正午)までに連絡が無い場合は、無連絡不参加として100%の取消料を申し受けます。

※当大会の宿泊については、申込泊数分が1つの募集型企画旅行契約となります。旅行契約成立後に解除される場合は、合計旅行代金に対し上記の取消料を適用することになりますので、旅行開始後は100%となり、返金はありません。

※試合結果による取消の場合も、上記キャンセルポリシーに準じて取消料をご請求させていただきます。

〔弁当〕

解除日	取消料
前日の14:00まで	無料
前日の14:00以降	お弁当代金の 100%

6. 個人情報の取り扱いについて

旅行申込みの際に当たり、提出いただいた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為の手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。お申込にあたっては必ず内容をご確認・ご同意の上、ご記入いただきますようお願いいたします。

〔東武トップツアーズ株式会社 福井支店 顧客個人情報取扱管理者 堀崎 孝雄〕

〔申込み・お問合わせは〕

旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業第38号・(一社)日本旅行業協会正会員・ポンド保証会員

東武トップツアーズ株式会社 福井支店

〒910-0023 福井市順化1-2-1 福井テラス 7階

TEL: 050-9001-9684 | FAX: 0776-25-0414

営業日: 平日(土日祝日休業) 営業時間: 9:30~17:30

総合旅行業務取扱管理者 三原 裕之

担当者 : 山崎 昌平



旅行業公正取引
協議会 会員



客国23-076

10450055(09)

旅行条件 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社福井支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1. お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込要項」『4.お申込み方法について』の条件によりお支払いいただけます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの

「申込要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4. 旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。

天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5. 旅行契約の解除

(1) お客様は、「申込要項」『5.変更・取消について』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6. 旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞り時間の短縮

8. 旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は到着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なることを認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項（1）の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店・当社が旅行手配を委託している手配代行業者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いいたします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の停止等、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13. その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(2) この旅行条件・旅行代金は2023年4月13日現在を基準としております。

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社

福井支店

〒910-0023 福井県福井市順化1-2-1 福井テラス7階
電話番号 050-9001-9684 FAX番号 0776-25-0414
営業日 平日（土日祝日休業）営業時間：9:30～17:30
一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者：三原 裕之

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(2017.6版)



旅行業公正取引協議会 会員